

特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(監督員)

- 第2条 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
- 2 ただし、緊急を要する場合に監督員が請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。なお、軽易なもので請負者が同意したものについては、書面を省略できるものとする。
- 3 請負者は、前項に規定する届出等を行い、許可、承諾等を受けた場合は、その資料を監督員に提示しなければならない。ただし、監督員が特に必要と認める場合には提出を求めることができるものとする。

(現場責任者の届出及び完了報告書)

- 第3条 請負者は、現場責任者を定め、様式第5号により契約後7日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。
- 2 また、請負者は、業務が完了した時、委託業務完了報告書を様式第1号で報告すること。

(諸法令の遵守)

- 第4条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(昭和42年法律第131号)

(安全教育等)

- 第5条 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者(現場責任者含む)等の必要事項を記入したうえ提出すること。

(事故防止対策)

第6条 伐採作業については下記の項目に留意し作業すること。

- (1) 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認，作業上で支障となる物件の撤去や位置確認を実施し，作業計画を行う。
- (2) チェンソー及び草刈り機での作業には跳ね返り等に十分注意し，補助器具との連携を確認しながら危険な作業は行わないこと。
- (3) 作業指揮者や監視員を配置して，作業全体の指揮・監視を行う。
- (4) 作業員はヘルメット・防護メガネ・手袋・安全ベスト等を着用し，安全な施工を行う。

(施工管理等)

第7条 作業状況写真は，同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。

- 2 伐採した草・木の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し，飛散防止を徹底すること。
- 3 伐採完了時には，監督員の立会を受けること。
- 4 出来形管理については，監督員の指示によるものとする。

(伐採処理のための搬出等)

第8条 伐採した草・木の運搬については，元請けが行う場合は業許可が不用であるが，下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので，運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

- 2 伐採木の取り扱いについては，法律等関係法令を遵守すること。

様式第1号

令和 年 月 日

徳島県西部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

委託業務完了報告書

委託業務名	
路線名等	
委託業務箇所	
業務委託料	¥
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
完了年月日	令和 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

徳島県西部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。